

博士學位論文審査要旨

学位申請者氏名	柳 綾子
論文題目	企業再生税制の研究 — 債務の株式化と債務免除益課税 —
審査委員（職名・氏名・印）	
主 査	教授 成道 秀雄
審査委員	教授 河路 武志
	教授 伊藤 克容
論文審査結果（合 否）	合 格
論文審査の要旨	<p>2016 年度、博士後期課程学位修得申請者である柳 綾子氏から提出された、博士學位論文に対して、上記審査委員ならびにオブザーバーである伊藤公哉准教授により、博士論文審査を実施した。提出された論文の要旨ならびに審査結果は下記の通りである。</p> <p>[1] 企業再生を行う際に発生する多額の債務免除益に課税されることによるキャッシュ・アウトの問題点を解決し、企業再生を促進させるための措置として、いわゆる企業再生税制が設けられている。企業再生税制では法的整理手続や私的整理手続によって債務免除益等が計上された場合には、そのまま課税されるというようなことのないように、青色欠損金だけでなく期限切れ欠損金の控除も認められ、さらに一定の場合には青色欠損金の控除限度額の適用が除外されている。平成17年度の税制改正により大幅な見直しがなされ、整備が進められてきている。しかし、企業再生税制は総じて政策的意味合いが強く、税法の原則である租税負担の公平性、中立性の観点からして留意すべき点があろう。企業再生税制は数々の優遇措置により租税負担の軽減ないし排除が認められることから、同一産業における企業の市場競争に歪みをもたらす可能性を内包しているのである。</p> <p>従前の企業再生税制の研究では条文の解説に終始し、会社法、企業会計、税法の総合的な視点から考察したものが少ない。債権者の債権放棄によって生じる債務免除益課税回避のために行われた「債務の株式化」による課税の是非で争われた東京地裁平成21年4月28日判決の評釈や、会社法の観点から券面額説及び評価額説といった学説の妥当性等の議論は散見されるものの、税法的視点からの議論が十分になされてきていない。さらに法人税法第59条の「会社更生等による債務免除があった場合の欠損金の損金算入」の規定に対して、企業再生時において期限切れ欠損金で債務免除益との相殺についての妥当性や期限切れ欠損金の復活、遡及適用についての論究も十分になされてきているわけではない。</p> <p>[2] 本論文では、以上のことから、租税負担の公平、中立性の観点から企業再生税制、特に債務の株式化からの債務免除益課税、アメリカ、ドイツでの企業再生税制と我が国の企業再生税制の比</p>

較、検討をしながら、理論面と実務面との融合にも考慮し、企業再生税制の本法での再構築を提言するものである。

上記の問題提起は実務及び学術上、意義のあるものであり、この点において、博士論文審査基準(1)の①(研究のテーマが適切に設定されている)を満たしていると評価できる。

本論文では、論点を次の三つに絞り考察している。

第一に、企業再生のための最終的な手立てとして法的整理手続あるいは私的整理手続があるが、それぞれ具体的にどのような処理、手続が存在し、何れの処理、手続を適用して進めていくべきかについて、法人税のイコールフットイング論の視点から考察し、さらにそれらの処理、手続の過程で企業会計、法人税がどのように関わっているか、特に債務の株式化によって企業再生を果たそうとする場面での債務免除が法人税法上の益金を構成するものであるかについて、子細に検討している。

第二として、アメリカ及びドイツの企業再生法のもとではどのように整理手続が進められ、その過程で会社法、企業会計、法人税法がどのように関わっているかを考察し、我が国の企業再生税制に有益な示唆が得られるのかを考察している。

第三として、企業再生税制の多くは租税特別措置として支援政策税制で進められているが、本論文では本法の法人税法第59条での企業再生税制に絞って考察しており、租税負担の公平性、中立性から法人税法第59条での企業再生税制の見直しを図っているものであり、本法に支援を期待するものではなく、法人税法の基本原則に叶った企業再生税制の再構築を目指すべきとしてまとめている。

上記三つの論点に関する議論において、本研究ではさまざまな先行研究並びに先行事例に対する入念な概観を行い、筆者自らの提言につなげていることが確認される。よって、博士論文審査基準である(1)②(先行研究の概観が十分に行われている)を満たすものである。

第一の論点

債務の株式化でもって企業再生を図り事件となった上記東京地裁判決を題材にして、債務の株式化の取引要素を分解し、結論として債務の株式化は資本等の取引要素と債務免除という損益取引という2つの要素が混在しているものと解する方が債務の株式化の本質を表しているとし、そのように考えると債務法人には債務の株式化の実行直後に一旦自己宛債務及び債権が存在して相殺されることとなるが、債務の株式化は企業再生の手立てとして行われることから、その債務法人の財政状態は悪化し現物出資された債権の時価は下落していることに間違いのないといえる。したがって、債務の額面額と現物出資された債権の時価との差額は債務を免除したことと同様の効果があり、よってその債務免除の額は法人税法第22条第2項のその他の取引として益金の額を構成し、益金に算入されると解することが相当という結論を下している。

なお、債権の現物出資に代えて金銭出資をする、いわゆる疑似DESについては課税所得が生じないことが原則であるが、東京高裁平成13年7月15日判決では債権法人では額面金額を超える部分については寄附金と判断されて、損金算入限度額を超えた部分については課税されたことから、債務法人においても受贈益課税がなされる余地が残されていると解せられるので、疑似DESも「債

務の株式化」と同様に課税しなければ、課税関係の均衡が保たれないとしている。疑似DE Sに
応じる債権法人が存在するとしても、それは関連法人に限られるであろうが、企業再生税制は債務法
人たる納税者を支援するためのものであり、疑似DE Sにおいても課税関係を生じさせることは納
税者に対して酷なこととも思われるが、本法での企業再生税制はあくまで租税負担の公平性、中立
性に重きを置いた解釈をすべきとしているのである。

第二の論点

アメリカ税法では、我が国と同様に、債務免除益等は原則益金算入となっているが、Chapter 1 1
(米国連邦倒産法第 1 1 条)適用会社については、益金不算入となる。ただし恩恵項目である租税属
性(Tax attribution)があれば、それを相殺した残額だけ益金不算入となる。アメリカ税法ではかな
り支援を重視した内容となっており、我が国であればその残額には課税されることになる。ただ、
一方で債務免除益等を益金に算入して相殺しきれない欠損金が存在すれば、アメリカ税法では次年
度に繰り越して控除することはできないが、我が国においては可能といえる。このことからすれば、
アメリカの企業再生税制は政策税制の意味合いが強いことが確認できた。

ドイツ税法では、2008年の税制改正で、企業再生税制では租税回避を防止する意味で持分割
合を考慮しての欠損金の所得控除を認めていたが、2009年の税制改正ではこの持分割合の要件
も廃止して欠損金の全額の所得控除を認めたが、この緩和措置もEU委員会でもって公的助成金に
あたると判断され、もはやドイツ税法では再生規定条項の適用ができなくなっている。ドイツ税法
では法人の自己責任を重視し、法人に対する支援は薄いといえ、筆者が支持する考え方に近いとい
えよう。

第三の論点

法人税は期間税であり、法人税法第22条第1項で事業年度独立の原則を定めている。一方で法
人税法の基本原則の租税負担能力の原則から、法人税法第81条に別段の定めで欠損金の繰越控除
制度を設けている。しかし、現実問題として、帳簿を無制限に保存することは困難であること、税
額裁定の機会を法人に与えてしまうこと、税込安定の措置に反すること、等の理由から欠損金の繰
越控除期間については制限が設けられている。

それゆえ期間制限のある青色欠損金以外に会社更生法等の適用によって特則で期限切れ欠損金の
使用を認めることで、法人間で租税負担の公平性、中立性が損なわれることにならないか。筆者は
そのことに注視して、日本航空株式会社(JAL)の再生事案をあげて検討している。JALでは会
社更生法による会社更生手続により財産評定がなされ、その結果として多額の債務免除益等が計上
されたが、特則の期限切れ欠損金から優先的に控除されたため多額の青色欠損金が翌事業年度に繰
り越されることとなった。JALは企業再生後にV字型回復をして大幅な利益を得たが多額の青色
欠損金と相殺することで、当分の間課税を免れ、内部留保を厚くしていった。自助努力でもってコ
ンスタントに利益を確保しているJALの競争相手の全日本空輸株式会社(ANA)から税制支援が
過度なものとの厳しい批判がなされたのである。

[3] 先にも述べたように企業再生税制を二つに分け、租税特別措置法での政策税制は法人の側面からの支援であって、特定企業に対する優遇税制と位置づけることができる。それに対して法人税法等の本法は租税負担の公平性、中立性に配慮しなければならず、再生といっても過度なものは許されず自ずから限界があるとするのが筆者の一貫した主張である。

ただ、本法の企業再生・支援税制が遅きに逸したということのないように、法的整理手続や私的整理手続の開始という形式要件だけでなく、実質要件も用意すべきと述べている。タイミングの問題であるが、会社更生手続開始の決定の前であっても一定の事実の要件が整えば、免税ではなく、債務免除益の額が青色欠損金の額で控除(相殺)し切れない分については期限切れ欠損金を使用せずに、即時に課税することなく繰延を認めるとするものである。その繰り延べた債務免除益の事後の課税については、例えば債務免除益を負債調整勘定として5～10事業年度の間に償却して特別利益に計上していく方法も考えられるが、企業再生時に負債に計上されることによって財務内容の改善を阻害してしまうおそれがあるとして、税法上の調整項目として別表で加算する方法が考えられるとしている。

[4] 博士論文審査基準(2)①が求める、本論文の独創性並びに新規性として特筆できるところは、JAL事案をあげて、法人税法上で期限切れ欠損金の利用を認めることで過度な支援となり、競争優位となり得ることを実証しようとしたことである。上場会社等3500社(上場会社2500社+会社法での報告義務のある1000社)においては有価証券報告書の財務省への報告義務が課せられており、その内容を知ることができるが、各法人の税務申告書は公表されないために、会社更生法等の適用に際してどれほどの期限切れ欠損金が所得控除に用いられ、企業再生に資したかを知り得ない。利益を計上しながら納税していないことの情報是有価証券報告書の経常利益と税効果の法人税等調整額を比較することで、すなわち法人実効税率でおおよその状況を知り得ても、具体的に期限切れ欠損金がどれほど用いられたかまでは判明されないといえる。今後は会社更生法等の適用がされた他の事案も調査して、期限切れ欠損金の使用が企業再生にどのような影響をもたらしているであろうかの検証が行われていけば(推測の域を出ないものの)、さらに有用な実証的研究として認められると評価できる。

筆者の提言は法的整理手続等を進めている債務法人たる納税者にとっては酷なものといえる。折角の支援を断たれるようなものだからである。しかし筆者は特則の期限切れ欠損金の使用を認めることで本法での租税負担の公平性、中立性が保てないとした。昨今ではあたかも税制はオールマイティーであるかのように、様々な政策に利用されている感がある。ここで踏みとどまって政策税制とは異なる本法の位置づけを再検討していることから一応の評価は与えられよう。一方、会社更生法等の法的整理手続に入る前に、すなわち傷の浅いうちに救済ができないかという視点で、本法の中で免税ではなく課税の繰延であるが、再生に資する方策を提言していることも、筆者のオリジナリティーといえよう。これらの点において筆者の深い洞察を含めた分析手法は学術的に認められるものであり、その成果も学術上の十分な貢献と評価できる。博士論文審査基準(2)②および③を満たすと判断できる。

ただ、第二の論点のところアメリカとドイツの企業再生税制をあげて我が国と比較、検討しており、筆者はドイツ税制を支持しているものの、それらの税制の優れた点を我が国の企業再生税制に生かしていけないかという点が言及されていない点に限界があるが、この限界もしっかりと認識

した上で、当研究テーマの今後の方向性を見極めていると評価できる。

本論文は法人税法等の本法の理論構造から導出された提言であるが、その提言が実施された場合のシミュレーションを行うことで、提言の妥当性を検証したり、支援的意図と租税負担の公平性、中立性のバランスを分析することが可能となろう。今後の筆者の研究に期待したい。

[5] 最後に、提出された論文は、表記や用字用法において若干の誤植が見受けられるものの、正誤表の発行により十分に対応できる範囲であることが確認された。併せて、章立て、構成、論旨、主張は一貫しており、図表及び参考文献の表記の点においても、博士論文審査基準(3)の①～⑤を満たすと認められる。

以上の結果、当審査委員会は全会一致で、柳 綾子氏が提出した論文が、成蹊大学大学院経済経営研究科経営学専攻、博士後期課程学位修得論文の審査基準(1)～(3)全てを満たすものであるとの結論に至った。

(以上)

(以下余白)